

「江戸川区不良な生活環境の解消に関する条例（案）及び施行規則（案）」の 意見募集結果について

「江戸川区不良な生活環境の解消に関する条例（案）及び施行規則（案）」に関する意見募集手続きは、令和7年9月15日から10月15日までの期間で行いました。その際、4名より計4件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続の概要

（1）意見募集期間

令和7年9月15日から10月15日までの間

（2）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和7年9月15日号の「広報えどがわ」に掲載

※環境部環境課窓口に閲覧用の印刷物を設置

（3）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

（4）提出先

環境部環境課相談係

2 意見募集の結果

	ご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。
2	江戸川区不良な生活環境の解消に関する条例（案）への意見 I. 意見の趣旨 江戸川区条例案は「支援」と「措置」の	いわゆる「ごみ屋敷」の当事者の方は福祉や健康面での生活上の諸課題を抱えていることが多く、そういった要支援者に寄り添った支援を原則としています。

両面を併せ持ち、評価できます。 しかし、さらに実効性を高めるためには ①処分手数料の減免 ②福祉的支援と伴走支援の充実 が必要です。 ごみ屋敷の対応をするうえで、生活保護を受給していない生活困窮者の生活改善が強く求められること、また不良な生活環境に至る住民の多くがセルフ・ネグレクト状態にあり、継続的な福祉的支援や伴走がなければ再発するという現状があります。このことから、以下のような要望をいたします。なお、本要望の根拠としては、東邦大学・岸恵美子教授の研究、および大阪府豊中市の「福祉ごみプロジェクト」の実践を参考にしています。 Ⅱ. 要望 要望1:処分手数料の減免を設けてほしい 経済的困難な世帯が費用を払えず片づけを放置してしまうと、事態が悪化し、周囲への影響や行政コストの増大につながります。豊中市では、生活保護世帯や低所得世帯に対して費用軽減制度を整備し、400件以上の解決につなげています。このような仕組みを江戸川区でも取り入れていただきたいと考えます。 要望2：福祉的支援と伴走支援の充実 ごみ屋敷は、岸恵美子氏が指摘するように、セルフ・ネグレクト（自己放任）の一形態であり、孤立や心理的要因が深く関わっています。本人の意向を尊重せずに強制的に撤去すると、再発のリスクが高まります。条例第7条を運用する際には、本人の意向を尊重し、段階的な支援を行い、支援後も継続的に伴走できる仕組みを導入していただきたいと思います。 Ⅲ. まとめ 条例の目的である「誰もが安心して自	処分手数料の減免について、要支援者が無資力を原因として片づけができない場合は、清掃費用・手数料について負担軽減できる仕組みを検討しています。 福祉的支援と伴走支援の充実について、当事者の片づけ意向を尊重し、自ら不良な生活環境を解消することができるよう必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行います。また、解消後は、再発防止のために見守り体制の構築及び医療・介護サービスその他必要な支援の導入の調整を考えています。
--	---

	分らしく暮らせる共生社会」の実現には、処分手数料の減免制度と伴走型支援の明文化が不可欠です。	
3	テレビでもごみ屋敷の特集などをやっており、近所でもそれらしきところがあるので心配しています。区としてごみ屋敷の対策のための条例を作ることについては賛成です。一方で、条例のタイトルについて、「不良な生活環境の解消」はもう少しポジティブなイメージをもてるほうがいいと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。条例名についてはご意見を踏まえて検討いたします。
4	・本条例(案)同様に代執行を定めた区条例として「あき地をきれいにする条例」がある。「あき地の管理不良な状態を改善」する為の代執行を位置づけているが、条例名には「不良」などの表現を入っていない。本条例の名称である「不良な生活環境」も表現を工夫した方が良いのではないか。 ・代執行を定めた区条例は僅かしか存在せず、こうした強制力をともなう条例制定には、区民への十分な周知や説明が必要ではないか。 ・代執行に進む際には、慎重な検討を重ねるべきと考える。	条例名についてはご意見を踏まえて検討いたします。 本条例案と同趣旨の他自治体の条例においてもその多くで行政代執行を規定しています。行政代執行の規定は生活環境の保全に取り組むにあたり必要であり、周知・理解に努めます。 行政代執行を実施するには、弁護士・医師・有識者等からなる審議会の意見を2回聴くこととしており、実施可否について慎重に検討されます。